

個人の県民税・市町村民税（個人住民税）



この税金は、「住民である」ということに課され、個人の県民税と市町村民税をあわせて一般に「個人住民税」と呼んでいます。県や市町で行う住民に身近な行政サービスに必要な経費を、そこに住む住民に分担してもらうことにより、地方自治への関心を高め、みんなの力で郷土を盛り立てていこうという意味で設けられたものです。

個人の県民税は、納税者や税額計算のもととなる所得金額などが同じであるため、納税者の方に便利ように、市町が個人の市町村民税とあわせて課税し、住民に一括して納めていただく制度になっています。

個人住民税は、所得金額にかかわらず定額^(※1)で課税される「均等割」、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」があります。

(※1) 市町の条例により軽減される場合があります。

1 納める方は

区 分	均等割	所得割
1月1日現在で県内、市町内に住所がある方	○	○
1月1日現在で県内、市町内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方で、その市町内に住所のない方	○	×

●課税されない場合(非課税)は

(1) 均等割、所得割とも非課税の場合

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている方。
- ② 障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額^(※1)が135万円以下の方。
- ③ 前年の合計所得金額が市町の条例で定める額以下の方。

(2) 所得割が非課税の場合

前年の総所得金額等^(※2)が、35万円に本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計人数を乗じて得た金額+42万円以下の方。

ただし、同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合は45万円以下の方。

(※1) 損失の繰越控除等を差し引く前の所得をさします。

(※2) 損失の繰越控除等を差し引いた後の所得をさします。

2 納める額は

●均等割

個人住民税	従来	県民税均等割	市町村民税均等割	合計
	従来	1,000 円	3,000 円	4,000 円
	みえ森と緑の県民税（注1） （平成26年度～）	1,000 円	—	1,000 円
国 税	森林環境税（注2） （令和6年度～）	1,000 円		1,000 円
				6,000 円

(注1) 「みえ森と緑の県民税条例」の規定により、平成26年度から個人県民税に対して標準税率に超過税率1,000円が加算されています。

(注2) 令和6年度から賦課徴収が開始された「森林環境税(国税)」は、国内に住所を有する個人に対して、個人住民税とあわせて年額1,000円が課税されます。

●所得割

(前年の総所得金額等 - 所得控除額) × 税率10%^(※) - 税額控除額

(※) 税率10%のうち県民税は4%、市町村民税は6%です。なお、分離課税分に関しては、その他の税率が適用されます。

3 申告と納税は

●申 告

毎年3月15日までに前年1年間の所得等について、1月1日現在の住所地の市町へ申告します。
ただし、給与所得または、公的年金等に係る所得だけの方や所得税の確定申告書を提出された方は、個人住民税の申告書を提出する必要はありません。

●納 税

- ・給 与 所 得 者…6月から翌年5月までの毎月の給与等から差し引いて、給与支払者が納めます。
- ・年 金 所 得 者^(※)…4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月に支給される年金から差し引いて、年金支払者が納めます。

(※)4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税を納める義務がある方が対象です。

ただし、次の方については対象となりません。

・介護保険料が年金から引き落としされていない方。

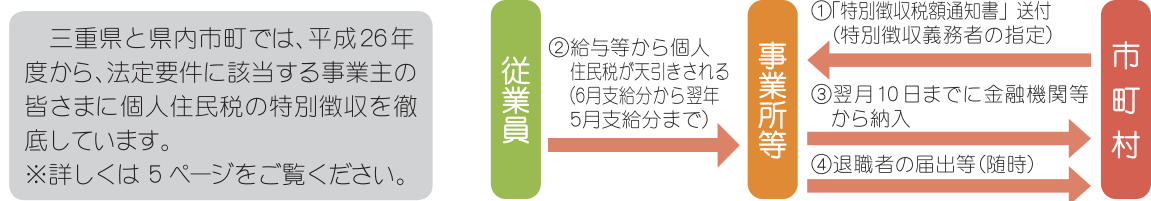
・引き落としされる個人住民税の額が老齢基礎年金等の額を超える方など。

- ・上記以外の所得者…市町から送付される納税通知書で、6月・8月・10月・1月の4回に分けて納めます。

●特別徴収について

事業所等に勤務されている方の個人住民税(県民税+市町村民税)は、所得税と同様に、原則として、事業主の皆さまが給与等から天引きしていただいた上で、課税した市町村に納入していただくことが必要です。このような仕組みを「特別徴収」といいます。

個人住民税の特別徴収制度の概要



●所得金額とは

前年の所得を、給与、利子、事業など所得の発生別に10種類に分けて、1年間の収入金額から必要経費等の額を差し引いた金額のことです。

なお、給与所得や公的年金に係る雑所得、退職所得には、必要経費に相当するものとして給与所得控除、公的年金等控除、退職所得控除があります。

表1

所得の種類	
利 子 所 得	日本国外の銀行等に預けた預金の利子など
配 当 所 得	株式や出資の配当など
不動産所得	地代・家賃など
事 業 所 得	農業などの事業から生ずる所得
給 与 所 得	サラリーマンの給料など
退 職 所 得	退職手当、一時恩給など
山 林 所 得	山林(立木)の伐採や、売ったときの所得
譲 渡 所 得	資産の譲渡による所得
一 時 所 得	クイズの賞金など
雑 所 得	他の所得に当てはまらないもの(公的年金、その他)

●所得控除

納める方に、扶養親族が何人いるのか、病気や災害などによる出費があったかなど、個人的な事情を考えて、税負担を求めるために設けられています。

種 類	R7年度個人住民税の所得控除額																		
雑 損 控 除	①か②のいずれか多い額(保険金等の補てん額除く) ①差引損失額－(総所得金額等× 10%) ②①の差引損失額のうち災害関連支出の金額－ 5万円																		
医療費控除	R 6年中に支払った医療費 (保険金等の補てん額除く) 10万円又は － 総所得金額等の5 % のいずれか少ない金額 控除限度額は 200 万円																		
社会保険料 控 除	R 6 年中に支払った額																		
小規模企業 共済等掛金 控 除	R 6 年中に支払った額																		
生命保険料 控 除	<table><tr><td rowspan="7">適用 限度 額 7 万 円</td><td rowspan="3">一般の生命保険料</td><td>新生命保険料</td><td>最高 28,000 円</td></tr><tr><td>旧生命保険料</td><td>〃 35,000 円</td></tr><tr><td>新生命保険料と旧 生命保険料の両方</td><td>〃 28,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">介護医療保険料</td><td>〃 28,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">個人年金保険料</td><td>新個人年金保険料</td><td>〃 28,000 円</td></tr><tr><td>旧個人年金保険料</td><td>〃 35,000 円</td></tr><tr><td>新個人年金保険料と旧 個人年金保険料の両方</td><td>〃 28,000 円</td></tr></table>	適用 限度 額 7 万 円	一般の生命保険料	新生命保険料	最高 28,000 円	旧生命保険料	〃 35,000 円	新生命保険料と旧 生命保険料の両方	〃 28,000 円	介護医療保険料		〃 28,000 円	個人年金保険料	新個人年金保険料	〃 28,000 円	旧個人年金保険料	〃 35,000 円	新個人年金保険料と旧 個人年金保険料の両方	〃 28,000 円
適用 限度 額 7 万 円	一般の生命保険料			新生命保険料	最高 28,000 円														
				旧生命保険料	〃 35,000 円														
			新生命保険料と旧 生命保険料の両方	〃 28,000 円															
	介護医療保険料		〃 28,000 円																
	個人年金保険料		新個人年金保険料	〃 28,000 円															
			旧個人年金保険料	〃 35,000 円															
		新個人年金保険料と旧 個人年金保険料の両方	〃 28,000 円																
地震保険料 控 除	①地震保険料 最高25,000円 支払った保険料が 50,000円以下:支払った金額× 1/2 50,000円超:25,000円 ②平成 18 年 12月31日までに締結した長期損害保 険契約(地震保険料にかかるものは除く) に係る経過措置 旧長期損害保険料 最高 10,000円 支払った保険料が 5,000円以下:支払った金額 15,000円以下:支払った金額× 1/2 + 2,500円 15,000円超: 10,000円 ①と②の双方がある場合は、それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高 25,000円)																		
障 が い 者 控 除	障がい者 1 人につき 26 万円 (特別障がい者の場合は、30 万円) (同居特別障がい者の場合は、53 万円)																		
寡 婦 控 (注 4)	本人が寡婦 26 万円																		
ひ と り 親 控 (注 5)	本人がひとり親 30 万円																		

種 類	R7年度個人住民税の所得控除額	
就 労 学 生 控 除	本人が勤労学生 26万円	
配偶者控除	一般の配偶者 最高33万円	
	70歳以上の配偶者 最高38万円	
配偶者特別 控 除	最高33万円(配偶者の所得に応じて調整)	
扶 養 控 除	一般の扶養親族(16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)33万円	
	特定扶養親族(19歳以上23歳未満の扶養親族)45万円	
	70歳以上の扶養親族 38万円	
	70歳以上同居老親等扶養親族 45万円	
基 礎 控 除	合計所得金額が 2,400万円以下 43万円 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円 2,500万円超 0円	

(注1) 令和7年度の個人住民税は令和6年中の所得にかかります。

(注2)「総所得金額等」とは、純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

(注3) 上記表の寡婦控除から扶養控除までは所得要件等があります。

(注4) ひとり親に該当しない者で、合計所得金額が500万円以下である等の要件があります。

(注5) ひとり親とは、現に婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、①その者と生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限ります。)を有すること、②合計所得金額が500万円以下であること、③その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないことの要件を満たす者をいいます。

●税額控除とは

税額を算出したのちにその税額から差し引く額のこと、個人住民税には次のものがあります。

(1) 調整控除

平成19年度の税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額※の差に基づく負担増を調整するため、次の額が控除されます。

ただし、合計所得金額が2,500万円を超える方は適用されません。

①個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の方

アとイのいずれか小さい額の5%

ア 人的控除額の差の合計額

イ 個人住民税の合計課税所得金額

②個人住民税の合計課税所得金額が200万円を超える方

{人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)}の5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

※人的控除額とは障がい者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除の額をいいます。

(2) 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年から令和7年12月末までに入居した方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、一定の範囲内で控除しきれなかった額が控除されます。

(3) 配当控除

株式の配当などの配当所得がある場合には、一定の方法により計算された金額が控除されます。

(上場株式等の配当所得を分離課税として申告した場合を除く。)

(4) 外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税や個人住民税に相当する税金を課税された場合には、一定の方法により計算された金額が控除されます。

(5) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

納税義務者が配当割額又は株式等譲渡所得割額を課されたときは、申告書を提出することにより、その額が控除されます。

(6) 寄附金税額控除

都道府県・市区町村、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部に対する寄附金又は県やお住まいの市町の条例で指定した寄附金を支出した場合は、一定の方法により計算された金額が控除されます。

〔都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)〕

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)のうち2千円を超える部分については、一定の上限まで、原則として次のとおり所得税・個人住民税から控除されます。

- | |
|---|
| ① 所得税・・・(寄附金(※1) - 2千円)を所得控除(所得控除額×所得税率(0～45%(※2))が軽減) |
| ② 個人住民税【基本分】・・・(寄附金(※1) - 2千円)×10%を税額控除 |
| ③ 個人住民税【特例分】・・・(寄附金 - 2千円)×(100% - 10%【基本分】 - 所得税率(0～45%(※2)))を税額控除(所得割額の2割を限度) |

(※1) 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税【基本分】は総所得金額等の30%が限度となります。

(※2) 平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率となります。

〔県が条例で指定した寄附金〕

◎所得税の控除対象となる寄附金^(※)（国に対する寄附金・政党等に対する政治活動に関する寄附金は除く）のうち、

- 1 三重県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
- 2 三重県外に主たる事務所を有する法人で、県内に学校を設置するものに対する寄附金
- 3 三重県外に主たる事務所を有する法人で、県内で社会福祉事業を行うものに対する寄附金
- 4 三重県知事又は三重県教育委員会の許可を受けた特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(※)

1	指定寄附金(所得税法第78条第2項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金)	6	学校法人に対する寄附金
2	独立行政法人に対する寄附金	7	社会福祉法人に対する寄附金
3	地方独立行政法人に対する寄附金	8	更生保護法人に対する寄附金
4	特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人に対する寄附金	9	認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
5	公益社団・財団法人に対する寄附金	10	認定NPO法人に対する寄附金 (当該法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものに限る。ただし、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められたものを除く。)

◎認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金のうち住民福祉の増進に寄与する寄附金として別に条例で定めるもの。(所得税の控除対象にはなりません。)

個人市町村民税の控除対象寄附金についても、各市町の条例により指定されているものがあります。詳しくは住所地の市町にお問い合わせください。